

特定車両停留施設を 利用できる車両の範囲について

特定車両停留施設に停留できる車両の種類(現状)①

- 特定車両停留施設に停留できる車両(特定車両)は、国土交通省令(道路法施行規則)で規定(§2②(8))
- 道路管理者は、特定車両の中から各特定車両停留施設を利用することができる車両の種類を指定し、公示(§48の30)
- 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合は、車両ごとに道路管理者の許可を得ることが必要(§48の32)

自動車運送事業

【道路運送法(昭和26年法律第183号)】

旅客自動車運送事業(§2③) 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業

一般旅客自動車運送事業(§3(1)) 特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業

一般乗合旅客自動車運送事業 (§3(1)イ)	乗合旅客を運送	路線バス
一般貸切旅客自動車運送事業 (§3(1)ロ)	一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員(11名)以上の自動車を貸し切つて旅客を運送	貸切バス
一般乗用旅客自動車運送事業 (§3(1)ハ)	一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員(11名)未満の自動車を貸し切つて旅客を運送	タクシー
特定旅客自動車運送事業 (§3(2))	特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業	送迎バス

【貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)】

貨物自動車運送事業(§2①)

一般貨物自動車運送事業 (§2②)	他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。)を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のもの
特定貨物自動車運送事業 (§2③)	特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業
貨物軽自動車運送事業 (§2④)	他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。)を使用して貨物を運送する事業

上記赤字に該当する車両の中から、特定車両停留施設ごとに指定して公示

※公示する内容：特定車両停留施設の名称、指定をしようとする日

特定車両停留施設に停留できる車両の種類(現状)②

- 緊急車両および政令で定める車両は、許可を受けなくても特定車両停留施設に停留させることができる(§ 48 の32)
- 政令で定める車両は、政令において大臣に委任されている(§ 35の8)
- 大臣告示は未発出。

停留許可を要しない車両

道路法(§ 48の32)

道路交通法に規定する緊急自動車

消防用自動車

道交法施行令(§ 13)

国、都道府県、市町村、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの 等

救急用自動車

道交法施行令(§ 13)

消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車 等

警察用自動車

道交法施行令(§ 13)

警察用自動車のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のため使用するもの

自衛隊用自動車

道交法施行令(§ 13)

自衛隊用自動車のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊の運用のため使用するもの

その他の緊急自動車

道交法施行令(§ 13)

電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車 等

政令で定める車両

次の車両のうち、国土交通大臣が定めるもの

道路法施行令(§ 13)

道路の改築、修繕又は災害復旧に関する工事、道路の維持のために停留する車両

大臣告示未発出

詳細は大臣告示で規定。

特別の理由に基づき停留する車両

大臣告示未発出

詳細は大臣告示で規定

- 大臣告示が発出されておらず、道路管理や災害対応のために必要な車両が停留できない。
- 特定車両以外にも、車両を停留させたいとのニーズが現場から出ている。

バス 四日市市
(三重県四日市市 直轄事業)

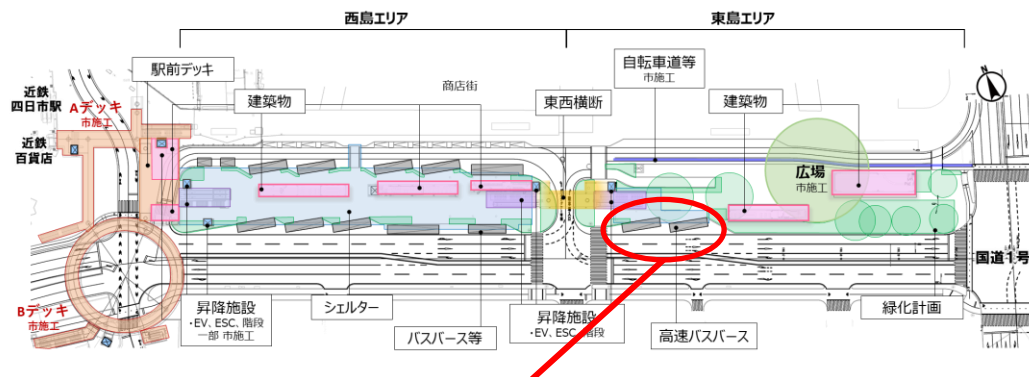
- ・バスタ運営を担うPFI事業者から、空きバースを活用してキッチンカーを設置したいと提案。
- ・キッチンカーの収益はバスタの運営、維持管理にも活用される。

⇒キッチンカーを停留させることで

遊休バースの有効活用

が期待できる。

運営収益増加



昼間の高速バス用バースに空きが生じる見込み

バス4日市平面図(R7.3時点)



キッチンカーのイメージ

四日市市が実施している「ニワミチスポットてらす」

特定車両停留施設に停留できる車両を追加する意義②

- 大臣告示が発出されておらず、道路管理や災害対応のために必要な車両が停留できない。
- 特定車両以外にも、車両を停留させたいとのニーズが現場から出ている。

清原地区市民センター前トランジットセンター (栃木県宇都宮市 自治体事業)

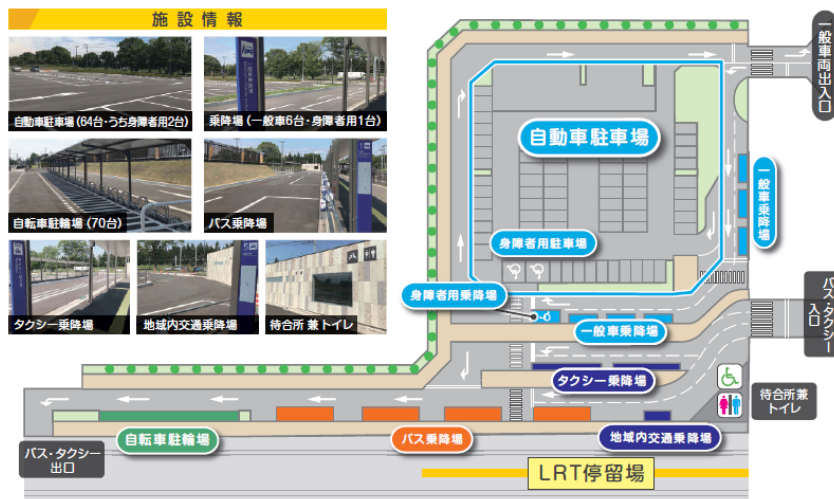
- ・清原工業団地内の企業や近隣学校から送迎バスを停留させたいと要望。
- ・また、福祉事業者から利用者の送迎に使用する車両を停留させたいと要望。

交通結節機能の強化

⇒送迎バスや福祉車両を停留させることで

が期待できる。

利便性の向上



<トランジットセンターの特徴>

- 工業団地の中心に位置している。
- 特定車両停留施設とパークアンドライドを想定した自動車駐車場が、LRTの停留場に隣接して整備されている。

特定車両停留施設に停留できる車両を追加する意義③

- 大臣告示が発出されておらず、道路管理や災害対応のために必要な車両が停留できない。
- 特定車両以外にも、車両を停留させたいとのニーズが現場から出ている。

その他、停留が想定される車両

○公共交通関係

- ・自家用有償旅客運送
- ・自治体が運行する無料バス

○公共機関や、公共機関の委託・要請を受けた者が使用する車両

- ・道路管理者用車両
- ・工事用車両
- ・災害対策車両
- ・災害時の臨時バス

○シェアリングモビリティ等

- ・シェアサイクル
- ・レンタカー、カーシェア
- ・電動キックボード等の特定小型原付

○その他

- ・タクシー（降車）

※客が降車する場所を事前に予測することは難しいため、停留許可を得ていないタクシーが降車のために停留することが想定される（客待ちのための停留は許可が必要とする）。

⇒これらの車両を停留させることで

交通結節機能の強化

防災機能の向上

が期待できる。

利便性の向上

特定車両停留施設に停留できる車両の指定方法

- 省令で指定された車両と大臣告示で指定された車両では扱いが異なる。
- 車両の特性に応じて指定方法を選択することが必要。

現制度で対応できる車両

- ・駐輪場に駐輪できる車両

※特定車両停留施設にコンセッション事業者が駐輪場を置くことができる。

※自転車等から降りれば、バスタ内を歩行者として歩くことができる。

省令の改正により停留できるようになる車両

- ・特定車両停留施設に進入する必要がある車両で、停留料金を徴収することが想定される車両

※省令で規定する特定車両は、「停留許可が必要」かつ「停留料金を徴収できる」。

告示により停留できるようになる車両

- ・特定車両停留施設に進入する必要がある車両で、停留料金を徴収することが適当でない車両

※告示で規定する車両は、「停留許可が不要」かつ「停留料金を徴収できない」。

対応方針(案)

現制度で対応できる車両

- 特定車両停留施設にコンセッション事業者が駐輪場を置くことができる(道路占用)。
- 自転車等から降りれば、バスタ内を歩行者として歩くことができる。
- 駐輪場等に駐輪・駐車できる車両は、コンセッション事業者が駐輪場を置くことで対応することとしたい。

車両の種類	イメージ	考え方
自転車 ・シェアサイクル		
電動キックボード等 の特定小型原付		・コンセッション事業者に旅客用場所を占用させ、<u>利便施設として駐輪場等を設置</u>することで駐輪・駐車することが可能。
原動機付自転車		・特定車両停留施設内は、<u>車両を降りて通行すれば歩行者扱い</u>のため通行可能。
オートバイ		

対応方針(案)

省令の改正により停留できるようになる車両

- 特定車両の種類は道路法施行規則第1条で定められている。
 ○省令で規定する特定車両は、「停留許可が必要」かつ「停留料金を徴収できる」。
 ➤ 特定車両停留施設に進入する必要がある車両で、停留料金を徴収することが想定されるものを指定する。

特定車両停留施設への停留ニーズがある車両のうち、事業者が運行するものについては、省令改正により特定車両に追加することとしたい。

車両の種類	イメージ	法的な位置づけ	事業者が運行	対応しない場合 路上停車のおそれがある
自治体が運行する 無料バス		・自家用車	○	○
道路運送法第78条第2号 に基づく白ナンバー車両 (自家用有償旅客運送)		・道路運送法による自家用有償旅客 運送の用に供する車両	○	○
福祉車両		・介護保険法、障害者総合支援法、 児童福祉法のいずれかによる事業 を営む者が、利用者を送迎するた めに運行する車両	○	○
送迎用バス (旅館、ホテル、結婚式場、 娯楽施設、学校など)		・道路運送法による特定旅客自動車 運送事業の用に供する車両 ・自家用車	○	○
送迎用一般車 (キスアンドライド)		・自家用車	×	○
レンタカー ・カーシェア		・自家用自動車有償貸渡業の用に供 する車両	×	×

特定車両への追加候補

対応方針(案)

告示により停留できるようになる車両

- 告示は道路法施行令第三十五条の八に基づき、「特別の理由に基づき当該特定車両停留施設に停留することがやむを得ないと認められる車両」を停留許可を要しない車両として定めるもの。
- 告示で規定する車両は、「停留許可が不要」かつ「停留料金を徴収できない」。
- **特定車両停留施設に進入する必要がある車両で、停留料金を徴収することが適当でないものを指定する。**

以下の車両は停留料金を徴収することが適当でないため、停留許可を要しない車両に指定することとしたい。

車両の種類	イメージ	考え方
道路管理者 パトロール車 ・道路管理者官用車 ・工事用車両	 	・道路の維持管理や工事に必要な車両であることから、停留料金を徴収することは不適当。 ・施行令第35条の8の「道路の改築、修繕又は災害復旧に関する工事、道路の維持」のために必要な車両に該当する。
災害対策用車両		・災害対応に必要な車両であることから、停留料金を徴収することは不適当。 ・施行令第35条の8の「その他特別の理由に基づき当該特定車両停留施設に停留することがやむを得ないと認められる車両」に該当する。
タクシー(降車)		・タクシーは降車場所を事前に確定できないことから、事前に許可を得ることが難しい。また、降車に来た場合は新たに乗客を得ることができないため、停留料金を徴収することもなじまない。 ・施行令第35条の8の「その他特別の理由に基づき当該特定車両停留施設に停留することがやむを得ないと認められる車両」に該当する。
利便施設への 資材搬入車両 ・キッチンカー	 	・PFI事業の実施に必要な車両であることから、停留料金を徴収することはなじまない。 ・施行令第35条の8の「その他特別の理由に基づき当該特定車両停留施設に停留することがやむを得ないと認められる車両」に該当する。
災害発生時の 臨時バス		・自治体の要請により鉄道等他の交通手段の代替としてバスタ発着のバスを増便する場合など、緊急性や公益性が高い場合は停留許可を要しないものとする。

特定車両停留施設に停留できる車両の種類(対応後)

○前頁までの対応により、特定車両停留施設に停留できる車両を以下の通り位置づける。

	分類	
特定車両 ・停留許可が必要。 ・停留料金を徴収できる。	路線バス	一般乗合旅客自動車運送事業
	貸切バス	一般貸切旅客自動車運送事業
	タクシー	一般乗用旅客自動車運送事業
	トラック	一般貨物自動車運送事業
	自治体が運行する無料バス	
	交通空白地域での福祉、周遊バス	自家用有償旅客運送
	その他の福祉車両	介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法のいずれかによる事業を営む者が、利用者を送迎するために運行する車両
	送迎バス	特定旅客自動車運送事業等
停留許可を要しない車両 ・停留許可が不要。 ・停留料金を徴収できない。	緊急車両	
	道路管理上必要な車両	
	工事用車両	
	災害対策用車両	
	タクシー(降車のみ)	
	PFI事業に必要な車両	

省令改正

告示発出